

医療法人社団松和会介護老人保健施設ききょう苑

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第一条 医療法人社団松和会が開設する居宅介護支援事業所介護老人保健施設ききょう苑（以下「事業所」という）が行う、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は利用者の意志を尊重し、居宅においても日常生活を営む要介護等に対して保険医療サービス又は福祉サービスにかかる適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(事業運営の方針)

第二条 事業運営の方針は、次のとおりにする。

- 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護及び要支援状態になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう指定居宅介護支援を行う。
- 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが多用な事業所から総合かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行うものとする。
- 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団 松和会 介護老人保健施設ききょう苑
所在地 神奈川県伊勢原市沼目6-1237

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は、次のとおりとする。

- 管理者 1名（常勤兼務職員1名）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 介護支援専門員 1名（常勤・兼務）
介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供、居宅サービス計画作成及び必要な連絡調整業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(指定居宅会議支援の提供方法、内容及び利用料等)

第六条 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、多用な事業者から総合かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。その内容及び提供方法は次のとおりにする。

- (1) 在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健・医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成するものとする。
- (2) 利用者が居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が受けられるよう指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整を行う。
- (3) 利用者が介護保険施設に入所を要する場合には、介護保険施設への入所を配慮する。
- (4) 居宅訪問頻度は月1回以上とする。
- (5) 居宅サービス計画の課題分析に当たってはMDS-HC方式を用いて、サービス利用者の有する能力、その置かれている環境、すでに受けている指定居宅サービス等の評価を行い、要介護者等が現に抱える問題を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、居宅サービス計画原案を作成するものとする。
- (6) 介護支援専門員、相談員とサービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅とともに利用者又は家族の参加も得るものとする。
- (7) 居宅サービス計画作成後においても、要介護者及びサービス担当者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握をし、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等とのその他の便宜の提供を行うものとする。
- (8) 指定居宅介護を提供した場合の利用料は、（当額指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合を除き）厚生労働大臣の定める介護報酬の告示による金額と同額とする。
- (9) 次条の通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅支援に要した交通費は、徴収しない。
- (10) 前項の規定する費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名（記入押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第七条 通常の事業の実施地域は伊勢原市内全域(他市地域については要相談)

(事故発生時の対応)

第八条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(守秘義務) 又は (秘密の保持)

第九条 当該事業における安全と信頼の確保及び苦情処理

- (1) 介護支援専門員その他従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) 当該事業所は、提供した指定居宅介護支援事業等に対して利用者又はその家族から苦情があった場合、敏速かつ適切な対応を行う。

(その他運営についての留意)

第十条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時 一ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年2回

(又は、介護支援専門員等の資質向上のために、研修の機会を提供するものとする。)

この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、医療法人社団松和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成28年1月1日から施行する。
この規定は、平成29年2月16日から施行する。
この規定は、令和1年12月1日から施工する。

